

お知らせ 新型コロナ対策事業者向け支援

商工観光課 ☎ 43-5221

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金
 1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に一時支援金を給付します。
 ▽給付額 最大で、中小法人等は60万円、個人事業主等は30万円
 ※詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください
■一時支援金事務局相談窓口
 ☎0120・211・240
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2期) 2月8日以降の時短要請分
 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、兵庫県が行った2月8日から3月7日までの営業時間短縮の要請に応じたことに基づき飲食店を運営する事業者の皆さまに対し、協力を支給します。
 ▽対象者 県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者
 ▽支給金額
 ①1日あたり6万円/店舗×時短営業日数
 ※対象期間：2月8日(月)～28日(日)【7日間】
 ②1日あたり4万円/店舗×時

短営業日数
 ※対象期間：3月1日(月)～7日(日)【7日間】
 ※詳しくは兵庫県ホームページをご覧ください
■県時短協力金コールセンター
 ☎078・361・2501
兵庫県中小企業等融資制度
 県では金融機関および兵庫県信用保証協会のもと、県内の中小企業者が県内で必要とする資金を原則として「低利」、「固定」、「長期」で供給し、経営の安定と発展を図るため、各種の融資制度を設けています。
◆新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けている事業者の資金繰り支援
 一定の要件を満たす中小企業者に対する利子・保証料の軽減を行う融資制度があります。
 ※既存融資制度の利用者や県融資制度以外の信用保証付融資の利用者は、本制度への借換により、当初3年間の無利子化や保証料の減免を受けられることが可能です
 ※南あわじ市では、県制度の対象資金申込者のうち、無利子対象者から外れる事業者(売上高が前年同月比5%以上15%未満減少する事業者のみ)に対し、信用保証料の一部や利子補給を行います

お知らせ 新型コロナ再拡大を防ぐために

危機管理課 ☎ 43-5203

再拡大を防ぐために
◆マスクの着用
 人と接するときは、極力マスクを着用してください。
◆手洗い・手指の消毒
 外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手洗いや手指の消毒をしましょう。
検査を受ける場合は連絡を
 自身や家族がPCR検査等を受けることになった、あるいは検査で陽性になった場合は、通

われている施設(介護事業所、障害福祉事業所、学校、保育所、職場など)に速やかに連絡をお願いします。
思いやりを持った対応を
 感染した人やその家族、医療関係者の人権に配慮をお願いします。
 ※南あわじ市からの新型コロナウイルスウィルス関連情報
 は市ホームページに掲載しています



お知らせ 対象期間延長! 「コロナに負けるな」ゆめるんベビー応援給付金

子育てゆめるん課 ☎ 43-5219

新生児の母親・妊婦に一時金を支給します。
◆新生児応援給付金
 ▽支給対象者 次の①②の要件をすべて満たす人①出産時から申請日まで母子ともに市民
 ②令和2年4月28日から令和3年12月31日までに出生した新生児の母親
 ▽給付額 新生児一人につき10万円
 ▽申請方法 出生届の提出時に手続きをお願いします。
◆妊婦応援給付金
 ▽支給対象者 次の①②の要件をすべて満たす人①申請日より令和3年12月31日時点で市民②令和4年1月1日以降に

出産予定の妊婦
 ▽給付額 出産予定の新生児一人につき5万円
 ※対象者には令和4年1月下旬に案内文を送付します
◆妊婦応援給付金(追加支給)
 ▽支給対象者 次の①②の要件をすべて満たす人①出産時から申請日まで母子ともに市民
 ②令和2年12月31日時点で妊婦で、対象となる新生児に係る妊婦応援給付金を受けた人
 ▽給付額 新生児一人につき5万円
 ※対象者には3月に案内文を送付していただきますのでご確認ください
 ◆詳しくは市ホームページをご覧ください



お知らせ 中小企業等企業力アップ促進事業

商工観光課 ☎ 43-5221

ポストコロナに対応した経済基盤強化の取り組みとして、企業力アップのために行う従業員への研修の実施や、事業者の活動基盤を高度化(機械化・省力化)するための設備投資に必要な経費の一部を補助します。
 詳しくは市ホームページをご覧ください
 ※お問い合わせください



ふるさと創造支援事業の募集

「地域づくり活動」や「創業支援事業」の取り組みを、ふるさと納税を活用した「ガバメント・クラウドファンディング」により支援します。
 ※詳しくは市ホームページに掲載します
 ☎ふるさと創生課つながり開発室 ☎ 43-5205



お知らせ 介護保険料・後期高齢者医療保険料減免の申請受付期間が延長

長寿・保険課 ☎ 43-5217

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合などに、申請により後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免を受けられる場合があります。令和元年度・2年度分の保険料について、減免申請の受付期間が延長されました。
対象被保険者
 新型コロナウイルス感染症(の影響)により、主たる生計維持者が(の)
 ①死亡または重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者
 ②事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が減少した世帯のうち、主たる生計維持者について次の(1)～(3)の条件(廃業・失業

の場合および介護保険料については(1)および(3)すべてに当てはまる世帯に属する被保険者
 (1)令和2年中の事業収入等のいずれかが令和元年中の収入の10分の3以上減少(2)令和元年度の所得の合計額が1000万円以下(3)減少した事業収入等に係る所得以外の令和元年度の所得の合計額が400万円以下
対象となる保険料
 令和元年度・2年度分、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの
減免申請の受付期間
 6月30日(水)まで

お知らせ 福祉見守り支援対策給付金の申請受付

福祉課 ☎ 43-5216

新型コロナウイルス感染症が原因で、児童や通所受給者証所持者等を自宅で見守る必要があったときに、世帯員全員が休職等により給与等が支給されない世帯に給付金を支給します。
支給要件 新型コロナウイルス感染症が原因で、対象者を自宅で見守るために世帯員全員が就労できなくなり、かつ無給となった期間に対する補償等がないこと
対象者 小学生以下の児童、通所受給者証を有する人、要介護1以上の人
給付額 一世帯3万円
 ※申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください
 ※次の①～③いずれかに該当

する世帯および期間分は支給されません①市民税課税者がいる世帯②市税の滞納がある世帯③看護を要する人が施設入所等している世帯④生活保護世帯⑤自営業を営む人がいる世帯⑥専従者給与を支給されている人がいる世帯⑦雇用先からの休業手当および休業支援金給付金の支給を受けた期間⑧小学校休業等対応支援金の支給を受けた期間

寄付ありがとうございます



- 福良不動産代表の内海信太郎(覚信)さんより、1月5日の寒の入り～2月2日寒の明けまでの寒行(各信者宅を托鉢)の浄財の寄付がありました。市民福祉の向上のために活用させていただきます。
- 株式会社レディ薬局(本社：愛媛県)より手指消毒ジェル(500ml×900本)の寄付がありました。市内小中学校で活用させていただきます。
- 創価学会より離島の教育支援にと、沼島小・中学校に書架と優良図書150冊ずつの寄付がありました。また、来年度以降も5年間にわたって、各校に毎年10冊ずつ図書を寄付いただきます。
- 明治安田生命保険相互会社神戸支社から、新型コロナウイルス感染症対策にと、金20万円の寄付がありました。